

## 移動に関する支援の見直しの方向性(案)について

### 1. 心身障害者自動車燃料費助成事業・心身障害者タクシー料金助成事業

#### (1) 見直しの方向性(全体)

手帳所持者が増加傾向にある中で、今後も心身障害者等の日常生活における交通手段の確保等による福祉の増進を図ることを目的として、社会経済情勢の変化等に応じた対象者要件及び助成対象の見直しや、事業の継続的な実施を図るための支給額の見直しについて検討を行う。

#### (2) 見直しの方向性(項目ごと)

##### ① 対象者要件について

	心身障害者自動車燃料費助成	心身障害者タクシー料金助成
現行	a 身体障害者手帳 1～4 級で、自ら自動車もしくは二輪車を運転している方 b 身体障害者手帳 1～3 級 c 愛の手帳 1～3 度 d 脳性まひ者(児) e 進行性筋萎縮症の方のために自動車を運転する同居家族のいる方 ※施設入所者は対象外。所得制限あり。	a 身体障害者手帳 1 級～3 級 b 愛の手帳 1 度～3 度 ※施設入所者は対象外。所得制限あり。
見直しの方向性	障害の種類や区分に応じた等級設定の導入など、対象者要件を見直すことで、心身障害者等の日常生活における交通手段の確保等による福祉の更なる増進を図る。	

##### ② 助成対象について

	心身障害者自動車燃料費助成	心身障害者タクシー料金助成
現行	心身障害者が使用した自動車燃料費(ガソリン及び軽油)	
見直しの方向性	電気などの新たな自動車燃料の普及を考慮し、助成対象の見直しを行うことで、利用者のニーズに即した事業の実施を図る。	

##### ③ 支給額について

	心身障害者自動車燃料費助成	心身障害者タクシー料金助成
現行	自動車: 3,000 円/月 二輪車: 1,500 円/月	3,000 円/月
見直しの方向性	引き続き手帳所持者の増加が見込まれることから、支給額についても見直しを行い、事業の継続的な実施を図る。なお、金額については、利用者の過度な負担増とならないように慎重に検討する。	

④ 助成方法について

	心身障害者自動車燃料費助成	心身障害者タクシー料金助成
現行	利用実績(領収書)に基づく実費助成	タクシー券の交付
見直しの方向性	移動に関する手当として支給する方法など、助成方法についても見直しを検討し、申請手続きや事務処理等における負担の軽減を図る。	

2. ハンディキャブ運行事業

(1) 見直しの方向性(全体)

車椅子利用者に限らず、障害状況により公共交通機関の利用が困難な方の社会参加を促進することを目的として、利便性の向上を図るとともに、燃料費や人件費の高騰及び類似サービスの市場性の向上等を考慮し、事業の継続的な実施を図るため、利用者負担の導入等について検討を行う。

(2) 見直しの方向性(項目ごと)

① 対象者要件について

現行	市内に住所を有し、現に居住している方で、次のいずれかに該当する方。 ① 身体等に障害があるため、車いすを使用しなければ外出が困難な方 ② 重度の視覚障害者
見直しの方向性	手帳の所持及び等級要件の導入や、新たに知的または精神障害等により公共交通機関の利用が難しい方を対象とするなど、対象者要件を見直すことで、広く障害者の社会参加の促進を図る。 ※高齢者を対象とした「西東京市高齢者等外出支援サービス事業」との差別化を図ることも検討する。

② 利用者負担の導入について

現行	無料(駐車場料金及び有料道路料金は自己負担)
見直しの方向性	利用者負担を導入し、事業の継続的な実施及び市場性の高いサービスにおける受益者負担の導入による公費負担の公平性の確保を図る。なお、負担額の設定については、民間のタクシー料金をベースに、市内と市外で料金を分けることや距離制運賃にするなど、利用者の過度な負担増とならないように慎重に検討する。

③ 利用時間について

現行	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)。 ただし、上記の時間を除く午前 6 時から午後 10 時までの時間外について、往復で年 3 回まで利用可能。
見直しの方向性	利用率が低い時間外の運行を見直すことで、必要な部分に事業費を集約し、事業の継続的な実施を図る。

④ その他（利便性の向上に関すること）

ア 付添人について

現行	利用者の介助をする付添人の同乗が必要。また、付添人の人数は原則 1 人まで。
見直しの方向性	付添人の人数を見直し、移動中のさらなる安全の確保及び社会参加のための利便性の向上を図る。

イ 目的地について

現行	1 回（1 日）の利用で行ける目的地は 1 か所のみ。 ○：A（出発地点）⇒B（目的地）⇒A（出発地点）又は C（指定降車場所） ×：A（出発地点）⇒B（目的地）⇒C（目的地）⇒A（出発地点）又は D（指定降車場所）
見直しの方向性	1 回（1 日）の利用で行ける目的地の取り扱いを見直し、社会参加のための利便性の向上を図る。ただし、複数の目的地に行く場合などには、複数回の利用とカウントするなど、他の利用者が利用しづらい（予約が取りづらい）状況にならないよう実施方法を検討する。

ウ 利用者の同乗について

現行	グループ（複数の利用者の同乗）での利用は不可。
見直しの方向性	利用者の同乗の可否について見直し、社会参加のための利便性の向上及び利用状況（予約状況）の改善を図る。